

参考資料 2

環管総発第 041224001 号
環水企発第 041224001 号
平成 16 年 1 月 24 日

都道府県知事
政令市長様

環境省環境管理局長

環境省環境管理局水環境部長

三位一体の改革に伴う環境監視調査等業務について

環境行政の推進につきまして、日頃よりご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日、平成 17 年度予算（案）が閣議決定され、三位一体の改革の一環として、環境監視調査等に係る事業に対する補助金の一部について、別紙のとおり今年度をもって廃止するとともに、本事業の原資については平成 17 年度から地方公共団体へ税源移譲することとなりました。

今後、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律等の規定に基づく水質汚濁、大気汚染、自動車騒音、土壌汚染、地盤沈下に係る環境監視調査等については、都道府県、政令市等の財源により実施されることとなりますが、このことにより、環境監視調査等事業の法的な位置づけは何ら変わることはなく、その重要性には、いささかの変更が生ずるものではありません。各地方公共団体におかれましては、環境監視の地点、項目、頻度等に関して、引き続き適正な監視水準が確保されるようご留意願います。

なお、11月26日付政府・与党合意「三位一体の改革について」においては、「補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方公共団体の裁量を活かしながら確実に執行されることを担保する仕組みを検討する。」こととされております。環境省においては、環境監視調査等のあり方について、この趣旨に沿って、今後検討を行うこととしております。同検討に当たりましては、皆様方のご参画、ご協力をいただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。